

v-labo 利用約款

この利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社 IVS41 TOWER LAB.（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第1条で定義します。）の利用に関する条件を、利用者と当社との間で定めるものです。

第1条 （定義）

本約款において用いる以下の用語の定義は以下に定めるとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するリモート編集システム「v-labo」（理由を問わず名称が変更された場合は、変更後の名称を含みます。）をいいます。
- （2）「本サイト」とは、本サービスを提供するウェブサイト及びウェブシステムをいいます。
- （3）「本利用契約」とは、本約款を契約の内容として、当社と利用者との間で締結する本サービスに関する契約をいいます。
- （4）「利用者」とは、当社所定の方法により本サービスの利用の申込みを行うことで、当社との間で本利用契約が締結され、本サービスを利用することができる者をいいます。
- （5）「コンテンツ」とは、文章、画像、動画、音楽、音声その他のデータをいいます。
- （6）「アカウント情報」とは、本サービスを利用する利用者を識別するための情報として当社が利用者に開示するID及びパスワードをいいます。
- （7）「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報をいいます。

第2条 （約款への同意及び適用）

1. 本サービスは、本約款にご同意いただいた者だけが利用することができます。
2. 利用者は、本約款の定めに従って本サービスを利用しなければならないが、利用者による本サービスの利用に関する一切の關係に本約款が適用されます。
3. 当社が利用者に対して提示し、又は本サイトで掲載する本サービスの利用に関する条件等は、本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と当該条件などの内容が矛盾抵触する場合は、当該条件等において特段の留保がない限り、本約款が優先して適用されます。
4. 本サービスの利用申込書に記載される特記事項は、本約款に優先します。前項に規定する場合においても同様とします。

第3条 （利用条件及び契約期間）

1. 本サービスの利用料金、利用可能最大データ量、超過料金その他のプランごとの利用条件については、別紙1で定めるものとします。

2. 本利用契約の終了日は、利用者又は当社が解除した日とします。
3. 本利用契約有効期間中において、異なるプランへの変更はできないものとします。なお、本項の規定は、異なるプランを別途契約することを妨げるものではありません。

第4条 (本利用契約)

1. 当社は、利用者に対して、本利用契約に基づいて本サービスの利用を非独占的に許諾します。
2. 利用者は、本サービスの利用の対価（以下「利用料金」といいます。）として別紙1に定める金額その他の本約款に基づいて生じる費用を、第6条（利用料金の支払い）の規定に従って当社に対して支払うものとします。

第5条 (利用登録)

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本約款を遵守することに同意し、かつ当社所定の方法により当社所定の情報を当社に送信することにより、当社に対して本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込みを受けたときは、遅滞なく審査し、登録を認めると判断したときは、申込者のためのアカウント情報を発行し、申込者に通知するものとします。ただし、申込者又は申込みの内容が以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、当社は当該申込みを拒絶することができるものとし、また申込者に対して拒絶の理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 申込み内容の全部又は一部に誤記、記入漏れ又は虚偽の内容が含まれていた場合
 - (2) 過去に本サービス又は当社が運営するサービスの利用を当社によって解除された者からの申込みであった場合
 - (3) 未成年者その他の制限行為能力者である場合
 - (4) 本サービス又は当社の事業と競合する事業を行う者又は当該事業を行う法人の役員若しくは従業者である場合
 - (5) 第三者に利用させることを目的としている場合
 - (6) 第20条（反社会的勢力の排除）第1項から第3項のいずれかに違反する場合
 - (7) その他、合理的理由に基づき、本サービスの利用が適当で無いと判断した場合
3. 前項所定のアカウント情報の通知をもって、申込者と当社との間で本利用契約が成立し、申込者は利用者として本サービスの利用を開始することができます。

第6条 (利用料金等の支払い)

1. 当社は、利用者による毎月の本サービスの利用料金を算出し、利用者に対して請求します。なお、過去における本サービスの利用有無を問わず、本利用契約が成立した月の請求

分については、当社所定の初期費用が加算されるものとします。

2. 本利用契約の締結日に関わらず、当月の月額利用料金は各プラン所定の金額とします。
3. 利用者が利用した1か月あたりのデータ量又は利用時間が利用条件に定める利用可能最大データ量又は利用可能時間を超過した場合は、当社は、利用者に対して、超過したデータ量又は時間に応じてプランごとに定める超過料金を加算して請求するものとし、その超過したデータ量又は時間については請求時に通知します。
4. 利用者は、本サービスを利用するための機器、設備等の準備作業について当社に委託したときは、当該作業にかかる費用として当社が別途提示した金額を、当社からの請求に基づいて支払うものとします。
5. 利用者は、本条に基づいて当社から請求を受けた額を、利用月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座への振込によって支払うものとします。なお、振込に要する手数料は、利用者の負担とします。
6. 利用者が支払い済みの利用料金について、当社はいかなる理由においても返還する義務を負わないものとします。ただし、当社と利用者との間で別段の合意がある場合はその限りではありません。

第7条 （利用者の情報更新）

1. 利用者は、当社に送信した自己の情報に変更が生じたときは、遅滞なく当社に通知するものとし、常に最新の情報となるよう努めるものとします。
2. 当社は、利用者が前項の変更を怠ったことにより利用者に生じた損害その他不利益について、一切の責任を負いません。

第8条 （利用環境）

利用者は、本サービスを利用するために必要であるとして当社が指定する機器、ソフトウェア及び通信回線等を、自らの責任と費用において準備するものとします。ただし、当社が当該準備の全部又は一部を代理する旨の別段の合意（当社からの機材貸し出し契約も含まれます。）がある場合はこの限りではありません。

第9条 （アカウント情報）

1. 利用者は、当社から開示されたアカウント情報を、利用者の責任において適切に使用、管理及び保管するものとし、これを第三者（本サービスの利用目的上、利用者と共に利用する必要があるとして利用者が認めた者を除きます。）に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤等によって生じた損害、及び第三者の使用等に関する責任は、自己の過失の有無を問わず利用者がその一切を負うものとします。

3. 利用者は、アカウント情報を紛失した場合、又はアカウント情報の不正使用もしくはその疑いがある場合は、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

第10条（解約）

1. 利用者は、当社への通知により、当該通知を発した日の翌月末日をもって、本利用契約のすべてを解除して本サービスの利用を終了することができます。
2. 前項の規定によらず、時間利用プランについては、利用者が当社に対して通知することにより、ただちに本利用契約のすべてを解除して本サービスの利用を終了することができます。

第11条（本サービスの停止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、利用者に通知することなく本サービスの提供の全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るウェブサーバー等のコンピューターシステム（以下「サーバー等」という。）又は通信回線その他機器の点検又は保守作業その他これらに準ずる作業を行う場合
 - (2) サーバー等、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの正常な提供が不能又は著しく困難となった場合
 - (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変その他不可抗力により本サービスの提供が不能又は著しく困難となった場合
 - (4) その他、当社が合理的な理由に基づいて本サービスの停止が必要であると判断した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を一時停止する必要があることを当該一時停止が実行される前に知ったときは、速やかに利用者に通知するよう努めるものとします。

第12条（本サービスの変更）

1. 当社は、必要があると判断したときは、本サービスの利用環境、仕様、設計その他本サービスの詳細（ただし別紙1に記載する項目を除きます。）について変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の変更を行うときは、事前に利用者に通知するものとします。ただし、当該変更内容が利用者の利用環境や契約状況等に影響を及ぼさないと当社が判断した場合は、通知を省略することができるものとします。

第13条（本サービスの終了）

当社は、利用者に対する1か月以上前の通知をもって、本サービスの全部又は一部の提供を

終了することができるものとします。

第14条（知的財産）

本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産権（本サービスを利用して送受信されるコンテンツにかかる権利を除きます。）は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款において明示されている場合を除き、本利用契約によって利用者に対して当該知的財産権が譲渡され、又は利用が許諾されるものではありません。

第15条（秘密情報）

1. 利用者及び当社は、相手方から開示された資料その他書面等であって、秘密である旨が表示されたもの（以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意がない限り、他に漏洩し、又は公開してはなりません。ただし、情報を開示された当事者は、法令に基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - （1）秘密保持義務を負うこと無くすでに保有している情報
 - （2）秘密保持義務を負うこと無く第三者から正当に入手した情報
 - （3）本約款に違反すること無く、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - （4）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
3. 利用者及び当社は、秘密情報を本サービス提供又は利用以外の目的で使用してはならず、本サービス提供又は利用のために必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならないものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 前各項の規定によらず、利用者と当社との間で本約款とは異なる秘密保持に関する契約が存在する場合は、当該契約が本約款に優先するものとします。

第16条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - （1）本約款に違反する行為
 - （2）当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - （3）当社又は本サービスの信用又は名誉声望等を毀損することを目的とする行為
 - （4）公序良俗又は法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - （5）本サービス又は本サービスの提供に支障を与え、又は与えるおそれのある行為

- (6) コンピューターウイルスその他有害な指令等を送信する行為
 - (7) その他、上記各号に相当する程度に不適切であると当社が判断する行為
2. 当社は、利用者が前項第2号から第7号のいずれかの行為をしたと判断したときは、利用者に対する通知をもって、利用者による本サービス利用の全部又は一部を停止することができるものとします。なお、本項の規定は、第18条（契約解除及び利用制限）第1項に基づく本利用契約の解除を妨げません。

第17条（免責）

1. 当社は、次の各号に定める事由に起因して生じた本サービスの全部又は一部の利用不能又は不完全な利用に伴い利用者に生じた損害について、一切の賠償及び補償の責任を負わないものとします。
- (1) 利用者が所有、管理するコンピューター、ソフトウェア、通信回線その他利用者が本サービスを利用するための設備の障害又は不具合
 - (2) 第三者が提供するソフトウェア、アプリケーション、ハードウェア、システム等に起因する障害又は不具合
 - (3) 当社の善良なる管理者の注意を以てしても防御し得ない、本サービスを運営するサーバー等への設備への第三者による不正アクセス、攻撃、通信経路上での傍受
 - (4) 利用者の誤操作及び不正操作
 - (5) 当社が管理しない設備に起因する障害
 - (6) 本約款又は本利用契約に基づく当社の措置
 - (7) その他、当社の責めに帰さない事由
2. 利用者による本サービス利用に起因して第三者との間に紛争等の諸問題が生じた場合は、利用者の責任においてこれを処理及び解決するものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスを通じて視聴する映像及び音声、及び送受信されるデータその他のコンテンツ（複製物を含みます。）に関して、何らの保証をせず、利用及び利用に関連して生じる事由（流出等、利用者が意図していない利用行為も含みます。）について何らの責任を負わないものとします。
4. 本サービスは現状有姿で提供されるものとし、当社は、利用者に対して、以下の各号の事項について、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではないものとします。
- (1) 本サービスが利用者の特定の目的に完全に適合すること
 - (2) 期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること
 - (3) 本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること
 - (4) 継続的に利用できること

- (5) 映像や音声の乱れ、途切れ、遅延その他不具合が生じないこと
- 5. 前各項の規定に依らず、当社の責めに帰すべき事由に起因して利用者に損害が生じたときは、当社は、自己の過失割合に応じて利用者に対して責任を負うものとします。ただし、当社が負う責任は、当社が責任を負うことが確定した日から遡って1年間に利用者が当社に対して支払った本サービスの利用料金の合計額を上限とします。
- 6. 利用者が個人である場合、前項及び本約款の他の条項の規定によらず、当社の故意又は重過失に起因して利用者が被った損害について、当社はそのすべての賠償責任を負うものとします。

第18条（契約解除）

- 1. 当社は、利用者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該利用者へ通知することにより、何らの催告を要せず直ちに本利用契約を解除することで、利用者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。
 - (1) 支払の停止があった場合、又は仮差押え、差押え、仮処分、競売、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (2) 破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
 - (3) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (5) 第5条（利用登録）第2項第1号から第5号のいずれかに該当するとき
 - (6) 第16条（禁止事項）第1項に違反したとき
 - (7) 利用者の責めに帰すべき事由によって本利用契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
 - (8) 利用者が本約款のいずれかの条項（ただし第16条を除きます。）に違反した場合において、当該違反について催告後14日経過しても是正されないとき
- 2. 前項による解除は、当社から利用者に対する損害賠償請求を妨げません。また、利用者は、当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負っているすべての債務を直ちに弁済しなければならぬものとします。

第19条（損害賠償）

利用者は、本約款又は本サービスの利用に関して当社に損害を与えたときは、それにより当社が被った損害を賠償しなければならないものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

- 1. 利用者は、自己及び自己の役員が以下の各号に該当するもの（以下「反社会的勢力」と

いいます。)に該当しないことを保証するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団

(2) その他前号に準ずる者

2. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに本利用契約の全部を解除し、利用者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

(1) 前項に違反していることが判明したとき

(2) 反社会的勢力が経営を支配している、又は経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 当社は、利用者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、直ちに本利用契約の全部を解除し、利用者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

(1) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為、又は暴力的な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

4. 本条に基づく本利用契約の解除には、第18条(契約解除)第2項を準用します。

第21条(本約款の変更)

当社は、必要と判断した場合にはいつでも、利用者に対する連絡又は本サイト内での公表その他合理的な方法によって変更後の約款の内容及び施行時期を事前に利用者に通知することで、本約款(別紙1の内容を含みます。)を変更することができるものとします。ただし、法令の規定により、利用者の同意が必要である内容への変更の場合は、当社所定の方法により利用者の同意を得るものとします。

第22条(権利義務の譲渡)

1. 利用者は、当社の書面による事前の承諾がなければ、本利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は本利用契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供する等一切の処分をすることができないものとしま

す。

2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本利用契約上の地位、本利用契約に基づく権利及び義務並びに本サービス利用にかかる利用者に関する情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第23条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合においても、本約款のそれ以外の条項及び部分については、なお完全に効力を有するものとします。

第24条（存続条項）

契約解除、解約その他理由を問わず本利用契約が終了した場合でも、第6条（利用料金の支払い）、第14条（知的財産）、第15条（秘密情報）、第16条（禁止事項）、第17条（免責）、第19条（損害賠償）、第22条（権利義務の譲渡）、第25条（準拠法及び裁判管轄）及び本条の規定は有効に存続するものとします。

第25条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本サービス及び本利用契約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本サービス又は本利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2023年12月〇日

別紙1 プランごとの利用料金及び利用条件等

1. 中継プラン

- (1) 月額利用料金 124,800円
- (2) 利用可能最大データ量 1か月あたり1500GB
- (3) 超過料金 1GBごとに50円
- (4) 最大同時接続人数 6名

2. 編集プラン

- (1) 月額利用料金 79,800円
- (2) 利用可能最大データ量 1か月あたり600GB
- (3) 超過料金 1GBごとに300円
- (4) 最大同時接続人数 10名

3. 時間利用プラン

- (1) 基本利用料金 24,000円
- (2) 利用可能時間 12時間
- (3) 超過料金 1時間ごとに4,000円
- (4) 最大同時接続人数 10名

※ 記載する金額はすべて税別表示です

※ 契約月に限り、初期費用として20,000円が加算されます